

土木工事監督技術基準

令和4年4月

新潟市

1. 適用

新潟市における「土木工事監督技術基準」は、新潟県土木工事標準仕様書その3（令和4年2月）「土木工事監督技術基準」を準用する。

様式類（様式-1～7）については、従来のも市様式を使用する。

なお、これによりがたい場合は別途考慮する。

2. 改訂履歴

平成20年3月31日まで「新潟県土木部標準仕様書」を準用

平成20年4月1日制定

平成26年3月30日全部改正

平成29年3月1日全部改正

平成30年4月1日全部改定「新潟県土木工事標準仕様書」を準用

平成30年12月1日一部改定

令和元年10月1日一部改定

令和3年4月1日一部改定

令和4年4月1日一部改定

3. 読み替え表

土木工事監督技術基準において、語句を下記のように読み替えるものとする。

記載箇所	読み替え前	読み替え後
基準内共通	新潟県土木部	新潟市
基準内共通	標仕	共仕
基準内共通	標準仕様書	共通仕様書
基準内共通	地域整備部長等	所属長等
基準内共通	契約担当官	契約担当課
基準内共通	監督職員	監督員
基準内共通	検査職員	検査員
第1条	土木・建築工事監督要綱第6条に基づいて、	* 1
第2条 (2)	(2)「監督員」・・・総括監督員及び主任監督員を総称していう。	(2)「監督員」「監督員等」・・・約款第10条第1項及び第3項に基づき発注者が選任し、その職名及び氏名を受注者に通知した者をいう。監督員等は、監督員及び検査員・現場技術員等の仕様書で立会い等を定められた者をいう。(以下「監督員等」という)
第2条 (3) ⑥	監督等	監督員等
第3条	建設工事請負基準約款	工事請負契約約款
第3条1. (3)	「県発注工事における適正な施工体制の確保等について」(平成13年8月31日付け、監第2573号)、「施工体制等確認要領」(制定平成13年8月31日伺定)により現場における施工体制の把握を行う。	「施工体制の点検マニュアル」により現場における施工体制の把握を行う。
第3条1. (9)	第19条第6項	第19条第5項
第3条1. (9)	第21条第4項	第21条第3項
第3条1. (9)	第22条	第23条第1項
第3条1. (9)	第40条第2項	第42条第2項
第3条1. (10)9)	約款第45条第1項及び第46条第1項	約款第46条第1項及び第44条第1項
第3条4. (3)	所長等及び県担当課	所属長及び契約担当課等
第3条4. (4)	総括監督員及び主任監督員は、工事完成のとき土木部請負工事成績評定実施要領に基づき工事成績の評定を行う。	監督員は、工事完成のとき新潟市工事成績評定実施要領に基づき工事成績の評定を行う。
第3条4. (5)	原則として総括監督員、主任監督員は工事の完成、既成部分、臨時検査の各段階において工事の検査に立会いを行う。	原則として監督員は工事の完成、既成部分、中間技術検査等の各段階において工事の検査に立会いを行う。
別表2 (1) 注釈	※1 臨時検査を実施する場合は、臨時検査を実施する部分(回数、工区)の段階確認を省略することができる。	※1 表中の「確認の程度」は、確認頻度の目安であり、実施にあたっては工事内容及び施工状況等を勘案の上設定すること。
別表2 (1) 注釈	※2 応急工事等、進捗を急ぐ必要がある工事については、検査職員の了解を得て臨時検査を監督員の段階確認とすることができる。	※2 段階確認は上表によるほか、確認の必要があると認められる重要なもの及び特殊な工法については、監督員が指示することができる。
別表2 (1) 注釈	※3 危険箇所、狭隘な場所、応急工事等、現地計測・目視確認が困難な場合は、臨時検査・段階確認を書類、写真、遠隔カメラ等を用いた机上検査・机上確認とすることができる。	※3 危険箇所、狭隘な場所、応急工事等、現地計測・目視確認が困難な場合は、段階確認を書類、写真、遠隔カメラ等を用いた机上検査・机上確認とすることができる。
別表3	* 2	種別>管渠開削 施工時期>埋戻し時 把握項目>敷均し・締固め状況 把握の程度>1回/1工事
別表3	* 2	種別>管渠推進 施工時期>推進中 把握項目>施工状況、土質状況 把握の程度>一般: 1回/1スパン 重点: 1回/50m
<参考> 重点監督ニ	所長等	所属長等
別紙-2	乙	受注者
別紙-3	事務所長等	所属長等
別紙-3 記載例	臨時検査	中間技術検査

記載箇所	読み替え前	読み替え後
別紙－3 記載例	完成検査	しゅん工検査
別紙－4	臨時検査	中間技術検査
別紙－4	主任監督員	監督員

- * 1 土木工事監督技術基準では適用しない。
- * 2 土木工事監督技術基準では追加する。